

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、公営住宅等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、取扱いの方法等が個人のプライバシーの権利利益に影響を及ぼす可能性があることを認識し、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和6年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅等に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する住民に対し、公営住宅を低額な家賃で賃貸等を行う。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を、住宅に困窮する者に対して賃貸する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①住宅に入居する際の入居資格の確認 ②住宅に入居する際の家賃・敷金の決定 ③入居した後における収入状況の確認等 ④市営住宅の家賃減免の決定
③システムの名称	公営住宅管理システム 住まいる8、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という)第9条第1項 別表第一の19、35の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 31、54の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第22条、第28条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部都市計画課
②所属長の役職名	都市計画課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	建設部 都市計画課 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1050
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	2. 特定個人情報ファイル名	調整中	宛名情報ファイル	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	建設部住宅・営繕課	建設部都市計画課	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	住宅・営繕課長 千原 明彦	都市計画課長	事後	
平成31年3月29日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	建設部 住宅・営繕課 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1050	建設部 都市計画課 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1050	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和4年1月12日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 31、54の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第22条、第28条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 31、54の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第22条、第28条	事後	
令和5年12月15日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	公営住宅管理システム 住まいる7、団体内統 合宛名番号連携システム、中間サーバ	公営住宅管理システム 住まいる8、団体内統 合宛名番号連携システム、中間サーバ	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	